（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第百十八条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十八条第一項及び第二百二十八条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める。

第二百三十条第一項、第二百三十一条から第二百三十三条までの規定、第二百三十四条第一項、第二百三十六条第一項、第四項及び第五項、第二百三十九条から第二百四十三条までの規定、第二百四十五条並びに第二百四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第百十九条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第五号及び第八十五条の十二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十九条の四から第九十条の四の二までの規定、第九十条の四の四及び第九十条の四の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第百二十条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の八第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十三条の二から第二十五条の二の二までの規定及び第二十五条の二の四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第百二十一条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第五号及び第八十九条の十三第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十九条第一項及び第二項、第九十九条の二から第百条の四の二までの規定、第百条の四の四並びに第百条の四の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（預金等に係る不当契約の取締に関する法律の一部改正）

第百二十二条　預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「免かれる」を「免れる」に改める。

第五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「免かれる」を「免れる」に改め、同条第二項中「免かれる」を「免れる」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第百二十三条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四十一条第一項及び第二項、第百四十一条の二第一項及び第二項、第百四十二条、第百四十二条の二、第百四十三条第一項、第百四十四条並びに第百四十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（銀行法の一部改正）

第百二十四条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の六十の六第一項第九号ハ、第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(3)及び第五十二条の六十二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条から第六十三条の二の二までの規定、第六十三条の二の四及び第六十三条の二の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（貸金業法の一部改正）

第百二十五条　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号、第二十四条の二十七第一項第四号、第四十一条の十三第一項第四号ハ及び第四十一条の三十九第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十七条から第四十八条の三までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十条の三第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（保険業法の一部改正）

第百二十六条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二百六十五条の十六第三号、第二百七十二条の四第一項第十号ロ、第二百七十九条第一項第二号、第二百八十九条第一項第二号及び第三百八条の二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百十五条から第三百十七条の二までの規定、第三百十八条から第三百十九条までの規定、第三百二十二条第一項及び第三百二十三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百二十四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第一号及び同条第二項第一号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同条第三項中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百二十五条第一項、第三百二十六条第一項、第三百二十七条、第三百二十八条、第三百二十九条第一項並びに第三百三十一条第一項、第四項及び第五項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第百二十七条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条第一項第四号、第二百九十五条第一項第四号、第五百四十九条第一項、第五百五十条第一項、第五百五十一条第一項、第五百五十二条第一項、第五百五十三条第一項、第五百五十四条第一項及び第五百五十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五百五十六条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五百五十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第百二十八条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百九十四条から第二百九十八条までの規定、第三百二条第一項及び第三百三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百四条第一項中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項、第三項及び第四項第一号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める。

第三百五条第一項、第三百六条から第三百八条までの規定、第三百九条第一項並びに第三百十一条第一項、第六項及び第七項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。